

丸屋町5丁目(北地区)

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 昭和区丸屋町5丁目

【最初の認可】 平成19年1月12日 【最近の認可年月日】 平成19年1月12日 【認可番号】 18指令住建指第49-5号

【有効期間】 平成29年1月12日 より 10年間

【用途地域】 第一種住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 次の各号に定める建築物の建築及びこれらの用途への変更はしてはならない。
 - ① 階数が地階を除き、4を超えるもの又は前面道路からの高さが12mを超えるもの
 - ② 風俗営業、風俗関連営業をおこなう店舗及び深夜に酒類を提供する飲食店
 - ③ カラオケボックス
 - ④ 特定の臭気を出すもの
 - ⑤ 住居の良好な環境を害するおそれがあり、委員会が指定するもの
- 2 形態、意匠、色彩は健全な住宅地にふさわしいものとする。
- 3 集合住宅の場合、敷地境界線からの外壁後退を1.5m以上とする
- 4 集合住宅の場合には、敷地内に原則として戸数以上の駐車場を設ける。
- 5 敷地内の緑化に努めること。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含まれます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。